



最大 60 万円 新婚夫婦を応援します



令和8年度 津幡町結婚新生活支援事業補助金

新婚夫婦の新生活を経済的に支援するため、住居費用やリフォーム費用、引越費用を補助します。



★対象夫婦

夫婦の合計所得金額の合計が500万円未満で、ともに39歳以下の新婚夫婦

(令和8年1月1日～令和9年3月31日の間に婚姻届を提出・受理)

☞所得とは？

・給与収入の方

前年1年間の給与等の額面総額(収入)から給与所得控除を差し引いたもの。※手取り額ではありませんので、ご注意ください。

・自営業の方

前年1年間の収入から必要経費を差し引いたもの。

※所得課税証明書の「合計所得金額」欄に記載の金額で判断します。

★対象費用

婚姻に伴う新たな住居の取得・賃借費用、リフォーム費用、引越費用

(令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に支払われた費用)

★補助額

住居の取得・賃借費用、リフォーム費用、引越費用の合計金額

(上限30万円 ※夫婦ともに29歳以下の場合は、上限60万円)

詳細な要件・手続き方法は裏面でご確認ください

◆対象世帯の要件

<input type="checkbox"/>	令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
<input type="checkbox"/>	令和7年分の夫婦の合計所得金額を合算した金額が500万円未満であること。 ※ただし、次の場合は、記載する計算方法により算出した金額が500万円未満であること。 【貸与型奨学金の返済を行っている場合】 夫婦の合計所得金額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額
<input type="checkbox"/>	婚姻の届出日において、夫婦ともに39歳以下であること。
<input type="checkbox"/>	夫婦が生活を開始する住居が津幡町内にあること。
<input type="checkbox"/>	夫婦が生活を開始する住居に夫婦の住民票があること。
<input type="checkbox"/>	次のいずれかの講座等を夫婦共に実施したこと。 □ライフデザイン支援講座の受講 □医療機関への妊娠・出産に関する相談 □プレコンセプションケアに関する講座の受講 □共家事・子育て講座の受講
<input type="checkbox"/>	「津幡町空き家バンク利用奨励金」以外の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	過去に本制度に基づく補助（他自治体を含む）を受けたことがないこと。
<input type="checkbox"/>	町税等の滞納がないこと。

◆対象費用の要件

《住居費用の補助を申請する場合》

<input type="checkbox"/>	婚姻を機に新たに住居を取得、賃借をする際に要した費用で、購入費、建築費、家賃（共益費を含む）、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む）、仲介手数料であること。 ※家賃については、勤務する事業所から住居手当が支給されている場合は、当該手当分を控除した費用
<input type="checkbox"/>	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払われた住居費用であること。

《リフォーム費用の補助を申請する場合》

<input type="checkbox"/>	対象住宅の修繕、増築、改築及び設備更新等の工事費用であること。 ※倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、又は植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入、設置に係る費用は対象外
<input type="checkbox"/>	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払われたリフォーム費用であること。

《引越費用の補助を申請する場合》

<input type="checkbox"/>	対象住居への引越に際し、引越業者又は運送業者へ支払った費用であること。 ※クリーニング代、不用品処分費等は対象外
<input type="checkbox"/>	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払われた引越費用であること。

◆手続き

令和9年3月31日までに、申請書（様式第1号）に以下の書類を添えて提出してください。

※予算の上限に達した場合は、申請受付を終了する場合があります。

申請の予定がある場合は、お早めに企画課までご連絡ください。

【申請書添付書類】

- 婚姻届受理証明書又は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- 夫婦の住民票の写し（本籍・続柄省略のもの）
- 令和8年度所得課税証明書
（令和8年度の所得課税証明書が発行されない間は令和7年度のもでも可）
（「源泉徴収票」や「市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額の決定通知書」は不可）
- 次のいずれかの講座等を実施したことが分かる書類

ライフデザイン支援講座、医療機関への妊娠・出産に関する相談、 プレコンセプションケアに関する講座、共家事・子育て講座

- （貸与型奨学金の返済を行っている場合）貸与型奨学金の返済額がわかる書類
- （購入又は新築費用の場合）売買契約書又は請負契約書の写し
- （賃借費用の場合）賃貸借契約書の写し
- （賃借費用の場合で、住宅手当を受給している場合）住宅手当支給証明書（様式第2号）
- （リフォーム費用の場合）見積書と請負契約書の写し
- （リフォーム費用の場合）住宅全体と工事箇所の工事前後の写真
- 住居費用、引越費用、リフォーム費用の領収書の写し等



◆申請・問合せ先

津幡町総務部企画課 TEL：076-288-2158 mail：kikaku@town.tsubata.lg.jp